

高知県私立学校耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立学校耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、私立学校法(昭和29年法第270号)第3条に規定する学校法人（以下「補助事業者」という。）が実施する県内に設置する私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校舎、屋内運動場等（以下「私立学校建物」という。）の耐震補強等に関する事業に対して予算の範囲内で補助することにより、補助事業者の負担の軽減を図り、もって耐震化への取組を促進する。

(補助対象事業等)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)、補助対象経費及び補助率は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業

① 耐震補強工事等

私立学校建物（休校、廃校、統合等により学校の用に供さなくなる予定の私立学校建物を除く。）のうち、昭和56年6月1日付けで施行された建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の基準で建築された2階建て以上又は延べ床面積が200平方メートルを超える非木造の建物に係る耐震補強工事（以下「耐震補強工事」という。）

② 非構造部材の耐震点検

大講堂や屋内運動場、屋内プール、講堂、ホール等の100㎡以上の空間を有する施設（法人部門として管理している建物を除く。）

(2) 補助対象経費及び補助率

次の経費の区分に応じ、それぞれ別表に定めるとおりとする。

ア 耐震補強工事に係る経費

イ 耐震補強工事に伴う経費

ウ 非構造部材の耐震点検に係る経費

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、これに次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第2号様式の1又は第2号様式の2）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

(3) 国庫補助金交付申請書等の写し

- (4) 建物配置図（補助対象建物ごとに赤線等で囲み、延べ床面積を明記すること。）
- (5) 補助事業を実施する建物の各階平面図
- (6) 耐震診断報告書等の写し（耐震点検の場合は不要）
- (7) 建築年月日を確認することができる書類
- (8) 県税の滞納がないことを証する県税事務所が発行する「納税証明書」
（発行後3ヶ月以内のもの）
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める書類

2 前項の補助金等交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するために、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（事業内容及び実施計画の変更で、重要な部分に関する変更に限る。）及び補助対象経費の20パーセントを超える変更をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による補助事業内容変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 変更事業計画書（別記第2号様式の1又は第2号様式の2）
 - イ 収支予算書（別記第3号様式）
 - ウ ア及びイに掲げる事項のほか、知事が必要があると認める書類
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第5号様式による補助事業廃止（中止）承認申請書を提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合で、当該期間の延長が翌年度にわたる場合は、あらかじめ別記第6号様式による工期延長承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の収入及び支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、次各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であり、及び補助事業者が県税の納付義務者である場合に県税の滞納がないと認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次

の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この条において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助事業の着手）

第 7 条 補助事業者は、補助事業を着手する場合は、原則として補助金交付決定通知（以下「指令」という。）に基づき行わなければならない。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めて、別記第 7 号様式による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができるものとする。

（実績報告等）

第 8 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 8 号様式によるものとし、これに次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了年度の翌年度の 4 月 5 日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2）
- (2) 収支決算（見込み）書（別記第 9 号様式）
- (3) 国庫補助金実績報告書の写し
- (4) 国庫補助金の額の確定通知書の写し
- (5) 契約書の写し

- (6) 完了検査調書の写し
 - (7) 完成写真
 - (8) 支出（見込み）を確認することができる書類
 - (9) 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める書類
- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第10号様式により速やかに報告しなければならない。この場合において、知事は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の交付）

第9条 知事は、前条第1項の規定により補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該補助事業の検査又は確認を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

（遂行状況の報告等）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（情報の開示）

第12条 補助事業又は補助事業者に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達するときは、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 4 号、第 8 条第 3 項、第 11 条及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 4 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 9 日から施行する

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助率
耐震補強工事に係る経費	<p>第3条第1号の規定に該当する建物の耐震補強工事に要する経費であって、国庫補助金の交付の対象となる工事費</p>	<p>補助対象経費の6分の1以内</p>
耐震補強工事に伴う経費	<p>第3条第1号の規定に該当する建物の耐震補強工事の実施設計に要する経費に見合う額から国庫補助金の交付の対象となる実施設計費分を除いた額であって、次の計算式により算出したもの</p> <p>[計算式]</p> $\text{国庫補助金の交付の対象となる工事費} \times 3.5\% \times 1/2 - (\text{国庫補助金の交付の対象となる工事費} \times 1\% \times \text{国庫補助率})$ <p>※国庫補助率は、Is値0.3未満の施設の耐震補強の場合1/2以内（それ以外は1/3以内）</p>	<p>定額</p>
非構造部材の耐震点検に係る経費	<p>第3条第1号の規定に該当する建物の耐震点検に要する経費であって、国庫補助金の交付の対象となる工事費</p>	<p>補助対象経費の6分の1以内</p>